

《来賓あいさつ》

三重県知事 野呂 昭彦 氏



まず、今日は、三重県地方議会フォーラム2006が、このように大勢の皆さんにお集まりいただき開催されますことをお喜び申し上げます。

多くは三重県内の市町の議会関係の皆さんということですが、県外からもお越しいただいていると聞いております。ようこそおいでいただきました。

それから、県内の議会の関係の皆さんには、平素、県政推進につきまして、大変お世話になっておりますことを、この機会をかりて厚く御礼申し上げておきたいと、このように思います。

さて、今、国の方では地方分権改革推進法が閣議決定され、いよいよこれから審議されていくということになるわけでございます。この法案ができますと、今の予定いくと、約3年ぐらい議論をした上で、新たな新一括法というような形で出てくるということになるのではないかなと思います。一方で、道州制ということが、今回、外されましたけれども、それについても議論が同時並行的に実施されていくということであり、ほぼ3年ぐらいの間にどちらも検討の結果というものが見えてくるのではないかなと、こう思います。

これまでの地方分権の推進については、一括法に基づいて三位一体の改革も、行われてきました。結果としては、私は、だましの三位一体改革であったと、こう申し上げておるわけでございます。もちろん成果が全くなかったわけではありません。しかし、それをゆがめてしまったのは、危機的な財政状況から、この地方分権というものが財政再建に利用されてきておると、こういうことが一番大きな問題なのではないかなと、このように思っております。

そういう意味では、そういう反省もふまえ、これからの地方分権ということについては、やはりこれまでの中央集権的なこの国のあり方というものを、本当に地域が自ら責任を持って決め、そして責任を持ってやっていくという、三重県ではこれは地域主権の社会と、こう言っておりますが、地域主権の社会を実現していくということが大事なことでございます。

この議論については、私は、議会関係の皆さんも、とにかく地方の立場から大いに共通するところを持っておると、こういうふうにも思っておるところであります。そういう流れの上で、私たちが一方でしっかり頑張らなければならないのは何だといえ、地方にそれだけの権限を移して責任持ってやっていこうというからには、地方自身がその受け皿としてしっかりしていかなければなりません。

地方主権ということをするときに、私は、まず基本的には、住民の皆さんに大変厳しいことを申し上げておりますのは、これからは自分の身近なところでできることは自分でやってくださいよということだから、住民の皆さんにまずしっかりしてくださいということをお願いしていかなければなりません。行政にこれまでのように甘えるというようなことはやめてくださいよということがあります。

同時に、自治体関係者にとりましては、やはり何といたしても行政能力を高めていくということが大事なことでありまして、私も、三重県においても、今その行政能力を高めるための努力を積み重ねておるところであります。

今、議長は、ニューパブリックマネジメントに基づいて、いろんな考え方の展開があったということをおっしゃいましたが、私は、もうニューパブリックマネジメントの時代ではないと思います。ニューパブリックマネジメントでやってきたことが、つまり小泉さんが進めてきた小さな政府の行き着く先にあったのが何かといったら、医師不足が地方において起こっているというようなことに象徴される地域間格差が生じたことなっております。これがただ単に医師の問題だけではない、これからあらゆる問題にこういう課題が出てくる心配があるということでもあります。

したがって、三重県では、ニューパブリックマネジメントに基づく行政改革、これは一方でもちろん大事なところがあり、また、厳しい時代でもありますから果敢にやっていかなければなりません、一方では質の行政改革もやらなければならないと、こう思っておるところであります。ニューパブリックマネジメントの改革の上に立って、新たな展望は、いよいよ地域主権の社会、すなわちガバメントからガバナンスの時代に変えていかなければならないということでもあります。そういう意味で、今、三重県では、大きな新たなステージとして、例えば、新しい時代の公、ニューパブリックガバナンスというものを県の行政の仕組みとしてどうつくっていかうかということに取り組んでいるところでもあります。

一方では、政策の質も変わらなければなりません。政策の質も、これまでのようにコスト面だとか効率性だとか、そういうことだけではなくて、やはり何といたしても私たちの生活そのものにどうその政策が寄与していくんだと、やっぱり人の生き方、私たちの住民の生き方そのものにもっと焦点を当てていくという必要があります。

そういう立場に立って、今、私も三重県は、質の行政改革という大きなステージを踏み出そうとしておるところであります。議会におかれても、これからまず第一に、中央集権的なこの時代の中でやってきた地方議会が、いよいよ地域主権の社会の中で、それぞれの基礎自治体あるいは府県においても、どういう議会の機能を果たしていくのか、これを追求していかなければならないということでもあります。これからは、ガバナンスの時代の議会というものがどうあるべきなのか、議会制度とガバナンスとの関係、なかなかいろんな難しい課題があるのではないかなと思います。

私は、県議会の皆さんと、今回出されている議会基本条例についていろいろ議論をやりました。そして、大きく一致しておるのは何だといえ、今の中央集権的な体制について、この壁を突き破っていかなければならないのではないか、このことについては議会の皆さんと共通しておるところであります。

私どもは、今の地方制度の在り方について、これを規定している憲法、この憲法もやはりもっとしっかり地方自治のことを書くべきであるし、そしてまた地方自治法の規定も、これは本当の意味での地域主権の社会を確立していく地方の行政や議会の在り方について、それを阻止、疎外する部分も多々あるのではないかと、こういうふうに思っておるところであります。

したがって、こういったことについて、私は議会の皆さんと我々が一緒になって制度の改革、改正などをしっかり主張していかなければならないと、こう思っております。

ただ、実は先般来、意見交換をしまして、私の方から、今回出されている議会基本条例の素案に対しての疑念を幾つかの点で申し上げました。その一番の大本となるものは何だといえ、実は私どもは、今ある現行法がいい悪いは別にしまして、今ある法律の遵守というものを求められておるところであります。

今、二元代表制という言葉、この定義も、住民の皆さんからはまだまだ一般的でないし、分かりにくいでしょうね。今の制度を二元代表制という言い方、これも一つの表現の仕方でありましょう。しかし一方では、今の地方制度は首長制とも言われているわけでありまして、なぜならば、地方自治法には、議会も含めた普通地方公共団体全体の統括代表権が首長にあるということが明記されている。したがって、これを二元代表制という言葉ではなくて、首長制と言っている書き方もあるわけでございます。

実は、そういった議論もやりましたら、三重県の県議会は、いや、それは違うだろうというようなこともいろいろ出てましたが、法の規定がそうなってますからね。したがって、議会が自ら、例えば議員提出条例でつくって、そしてそのことで何か問題あったときに、住民は議会の責任を問うのかということ、実は住民監査請求だとかそういうものは首長に来ておるわけでありまして、すなわち、権限と、そしてその責任というものを裏付けるそういう形で、今は首長制という中での二元代表というものがあるわけでございます。

したがって、法を遵守するという立場からいきますと、どこまで壁をギリギリ突き破っていくことができるのか、このへんがなかなか難しいところでありまして、私と三重県議会とが議論しているというのはそういうところにあるわけでありまして。

栗山町の議会基本条例は、そういう意味では、前文に地方自治法、これを遵守するんだということが明記されておられて、中身を見ましても、なかなか私は参考になるものではないかなと、こう思っております。

ほかにもいっぱいあるんですが、今日私があまりしゃべると、後やりにくいということと言われるかもしれません。しかし、実は思いとしては、議会の皆さんと地域主権の社会というものをしっかり築いていくために、我々行政側も、そして議会の方もどうあるべきか、これを本当にしっかり追求していくということは極めて大事なことです。今日は、法律学者の先生もいらっしゃいますが、いろんな意見があります。しかし、あまり一般的でない意見でこれをやっていくということについては、法を遵守し責任を負わ

なければならぬ首長側からいけば、これはいささかいかげなものかと、こういうことを言わざるを得ないということでございます。

どうか、今後、議論をされますときに、未来へどういう議論をするのか、今どこまでできるのか、このことだけはしっかりと区分をしていただきたいなど、このことを心からお願い申し上げる次第であります。

議会の皆さんのさらなるご健闘を心から祈念いたしましてごあいさついたします。どうもありがとうございました。